

箕輪町松島仲町まちづくり協定書

(目的)

第1条 この協定は、松島仲町商店街における町並み景観形成に関する事項について協定し、統一した明るい町並みを作ることを目的とします。

(名称)

第2条 この協定は、『松島仲町まちづくり協定』といいます。(以下「協定」という。)

(協定区域)

第3条 この協定の対象となる区域(以下「協定区域」という。)は、別図に示す区域とします。

(協定の締結)

第4条 この協定は、協定区域内の土地所有者及び建物の所有者並びに賃借人の3分の2以上の合意により締結します。(以下協定を締結した者を「協定者」という。)

(委員会等)

第5条 この協定の運営に関する事項を処理するため、協定者で組織する協定運営委員会を設置します。(以下「委員会」という。)

- 2 委員会に、委員長1名、副委員長3名、委員若干名で組織する役員会を置きます。
- 3 役員任期は、2年とし再任は妨げないものとします。ただし、任期中事故その他の理由により欠員が生じた場合は、後任者の任期は前任者の残任期間とします。
- 4 この会に事務局を置き、会長が委嘱します。

(協定事項)

第6条 協定者は協定の目的を踏まえ、次の事項を守り相互に協力してまちづくりに努めます。

I. 建築物に関する基準

建物は洋風、和風を問わず「明るく周囲とつながり合うイメージ」を大切にしましょう。

1. 屋根形状は切妻を基本型とし、できる限り妻面を通りに見せましょう。
 - (1) 勾配は4/10～10/10、特に支障が無い限り5/10. 10/10を原則とします。
 - (2) 色は使用材に係わらず「グレー」「シルバー」「黒」を原則とします。
2. 外壁の形状は、出入り口・窓・小庇・手摺・看板等通りに面する部分は、左右に対象のイメージを取り入れましょう。
3. 壁面の色彩は、全体として、「白」「ベージュ」「アイボリー」「ライトグレー」を基本とし、部分的にタイル・レンガ等使用する場合は、黄土色～レンガ色の範囲内から選び極端な色使いは避けましょう。
4. 通り面に住宅・設備部分が接する場合は、植栽等により景観に配慮するよう努めましょう。

(例えば、2階以上の窓には引き違い窓を避ける。目隠し、フラワーボックス、植栽等のしつらえを考える等……)
5. 1階の軒の高さは3.4m～3.7m程度に揃えましょう。

II. 広告物に関する基準

1. 視覚的に影響の大きい道路に直角の看板は、統一感を持たせるため次ぎの2種類としましょう。

種 類	大 き さ	表 示 内 容	取 付 位 置
統一看板 (別図参照)	巾 高さ 80cm×70cm	店名・マーク等 (色使いは自由)	軒の高さ前後
電飾看板	巾 高さ 60cm×270cm 以内	店名・マーク等 (乳白色の地を 原則とする。)	下端 上端 3M～6M50cm の範囲

2. 壁面（道路に平行側）に取り付ける看板は、形状・大きさは自由としますが、町並みの雰囲気をごそなわれないように配慮し、極端な色使いは避けましょう。

(協定の効果)

第7条 協定区域内の権利を移転する場合は、譲受人に協定内容について同意等協力を求めるものとします。

2 協定の施行日以降、新たに協定区域内に権利を取得したのものに対しても協力を求めるものとします。

3 協定区域内では、協定者以外の土地所有者及び建物等の所有者、並びに賃借人等に対してもこの協定内容について協力を求めるものとします。

(協定の有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、協定締結後5年間とし、期間満了前に協定者の3分の2以上から廃止の申し出がなかった場合は、更に5年間延長されるものとし、以降同様とします。

(協定の変更)

第9条 この協定を変更しようとする時は、協定者の3分の2以上の同意を必要とするものとします。

(協定の廃止)

第10条 この協定を廃止しようとする時は、協定者の3分の2以上の同意を必要とするものとします。

(委員会への委任)

第11条 この協定に規定するもののほか、必要な事項または協定内容等に疑義が生じた場合は、委員会において出席委員全員の同意により決定し、協定者に周知します。

付 則

この協定は、平成11年4月1日から施行します。

協定締結代表者

箕輪町松島仲町まちづくり協定運営委員会

委員長 竹腰太門 